

§ 番外編 悪口／ヘイトスピーチの分析による言語行為論の再構築の探究

2 言語行為論の再編成

(1) 発話の前提の妥当要求の追加

上述の三種類の言語行為（命題行為、発話内行為、発話媒介行為）に、「発話の前提の妥当要求」を言語行為として加えたい。

「発話の前提の妥当要求」の説明

意味論的的前提について

発話は意味論的な前提を持つ。発話の意味論的な前提とは、発話が主張の場合には、発話が真理値を持つための条件である。「現代のフランス王が禿である」が真であったり、偽であったりするためには、「現代のフランス王が存在する」ことが前提となる。（これはストローソンが指摘した「前提」である。）

サークルのように、命題行為を指示と述定からなると考えるとすると、「彼は土人ではない」が真理値を持つためには、次の二つの成立が前提となる。

- ①「彼」が指示する対象が存在すること
- ②土人であるものと土人でないものが存在すること

②を前提するゆえに、この発話は、差別的である。「彼」が指示する人物を差別していないとしても、ある人々を差別している。

②のような価値判断（を含むもの）は、道徳的判断とどうように、真理値を持たないという立場（道徳についての非認知主義）がありうるので、真理性よりもより広い妥当性という表現を用いて、前提の「妥当性要求」としたい。

語用論的的前提について

これに対して、Stalnakerは、基礎的な前提関係は、命題と命題の関係ではなくて、人と命題の関係であると考え、発話の「語用論的的前提」の重要性を主張する。これは、発話者と聞き手の間の共有知（common knowledge）共有背景（common background）である。Stalnakerの「語用論的的前提」はストローソンの「意味論的的前提」を実質的には含んでいると思われる。（Stalnaker, 'Presupposition', 'Pragmatic presupposition' in *Context and Content*）

会話においてある発話が共有知や共有背景となるとき、その発話の意味論的的前提もまた共有背景になっている。「彼は土人ではない」が会話の中で共有されるとき、

- ②土人であるものと土人でないものが存在すること
- もまた共有されることになる。

発話内行為の成立は、慣習を前提するが、慣習が成立していることの要求もまた、「発話の前提の妥当要求」に含まれる。

発話内行為の成立は、命令や約束などが慣習として成立する社会を前提する。これは、「命令」「約束」などの語の使用が成立することと同じであり、これらの語と他の語との関係、それを明示化する命題の承認などと同じことである。慣習を要求することは、発話の前提（共有背景）の妥当性を要求することと同じである。これらの慣習があることが、これらの語の意味論的前提にもなっている。

前提の妥当要求は、命題行為とは異なる。

命題行為は、指示と述定からなるが、指示や述定が可能であるためには、それらに使用される語句の意味の理解と承認が必要である。したがって、命題行為は、指示や述定のための語句の意味の理解、つまりその他の表現との違いや推論関係の理解を含んでいる。たとえば「赤い」の理解は、「赤いは青ではない」や「赤は、色である」というような理解を含んでいる。そうすると、<意味論的妥当要求は、このような命題行為に含まれているのではないか>という反論が予想される。

次の例を考えてみよう。「シャーロック・ホームズは、ベイカー街に住んでいる」と「シャーロック・ホームズは、ベイカー街に住んでいない」は、異なる命題行為であるが、同じ前提妥当要求を持つ（あるいは持ちうる）。ゆえに、命題行為と前提妥当要求は異なる。

#前提妥当要求は、発話内行為とは異なる。

異なる発話内行為が、同一の前提妥当要求を持つことがある。例えば、「彼は土人ですか」と「彼は土人ではない」は、異なる発話内行為をもつが、前提妥当要求は同じである。ゆえに、前提妥当要求は、発話内行為とは異なる。

(2) 発話媒介行為の再定義

#サーによる発話媒介行為の定義

「発語内行為という概念に關係を持つものとして、発語内行為が聞き手の行動、思考、信念などに対して及ぼす帰結または、結果という概念が存在する。例えば、私は、何ごとかを論ずることによって、何かを説得し、納得させることができる。また、警告を与えることによって、怖がらせたり、警戒心を起させることができる。さらに、依頼を行うことによって、何ごとかを行わせが可能であり、また情報を伝達することによって納得させ、啓蒙し、教化し、励まし、自覚させができる。以上で傍点[下線]を付した表現が発語媒介行為を表している。」（サー『言語行為』邦訳 43）

彼によると、発話媒介行為とは、<話し手「私」が、「発語内行為」によって、「聞き手の行動、思考、信念など」に対してある結果を引き起こす行為>である。

#オースティンによる発話媒介行為の定義

「話し手は、目下の分類法における発語行為、もしくは発語内行為の遂行に対して、（C・a）間接的に（obliquely）のみ関連する、あるいは（C・b）全然関連を持たないような、ある行為を遂行したのだということができるだろう。この種の行為の遂行を発語媒介的行為（perlocutionary act）または発語媒介行為（perlocution）の遂行と呼ぶ。」（オースティン『言語と行為』坂本百大訳、大修館書店、p. 175）

たとえば、彼は私に「彼女を撃て」と命令することによって、

「彼は私に対して彼女を撃つことを説得した」（C/a）

「彼は私に彼女を撃たせた」（C/b）

彼は私に「君はそれをすることができない」と抗議することによって、

「彼は私を制止した」（C・a）

「彼は私を阻止した。彼は私を正気に戻した等々。彼は私を悩ませた」（C・b）

「以上で言及した（C・a および C・b）「結果としての効果」の中に、ある特定の種類の慣習的効果、すなわち、約束を行う際のような（この場合は発語内行為となる）、話し手を拘束するなどの効果は含まれていないことが明らかになるであろう。これらは発語内行為に属するものである。」（同訳、p. 177）

#オースティンによる発話内行為と発話媒介行為の違いの説明

発話内行為は、遂行動詞(performative verb)を用いて明示化できる。そのような遂行文を発話することによって、発話内行為を行うことができる。例えば、私は “I urge you to shut the door,” と語ることにおいて(in saying)、ドアを閉めるように要求することができる。しかし、発話媒介行為は、それを示す動詞を用いて発話しても、発話することによって、発話媒介行為を行うことはできない。例えば、私が、 “I persuade you to shut the door.” と語ることにおいて(in saying)、ドアを閉めるように相手を説得することはできない。(How to do things with words, 1962, p. 107)

オースティンによると、発話内行為は慣習（規約）によって成立するが、発話媒介行為は慣習（規約）によって成立するのではない。グライスは、それを意図によって説明する。

#グライスは、発話内行為と発話媒介行為の成立を意図によって説明する。

例えば、私が「ドアを閉めるようにあなたに迫る」とい、そのあとで、彼女がドアを閉めたとしよう。しかし、彼女は、仮にそう言われていなかったとしても習慣的にドアを閉めたのだとしよう。このとき、私は彼女を「説得した」と言えないのではなかろうか？

発話媒介行為は、聞き手が、話し手が意図していた行為を行ったとしても、聞き手が、話し手がそのように意図していたことを理由として行為するのでなければ、発話媒介行為を行ったことにはならないだろう。（グライス風の分析）

このような意図による説明は、Schiffer によって、意図についての相互知識がなければ成り立たないことが明らかになった。（これについては、拙論「メタコミュニケーションのパラドクス（2）」、『大阪樟蔭女子大学論集』第31号、pp.143-160、1994年、を参照）

#発話内行為は、選択を可能にするだけでなく、選択を迫り、選択を不可避なものにする。

AがBに命令するとき、Bがそれに従わせることが、Aが行う「発話媒介行為」と呼ばれてきた。AがBに命令するとき、Bがそれに従うとは限らない。しかし、Bがそれに従わないとき、Bは何もしていないのではない。Aに命令されて、Bが何もしないことは、Aからの命令がないときに、Bが何もしないでいることは、AにとってもBにとっても全く意味が異なる。Aの命令が、その後のBのふるまいの意味を変えることになる。Bが命令に従うとしても、命令に従うとしても、その行為の意味は、Aの命令によって生じた新しい選択肢である。この新しい選択状況は、Aの発話が生み出した状況である。この状況の上で、BがAの命令に従ったり、命令に背いたりすることが可能になる、と同時にどちらかを選択することが不可避になる。

発話内行為は、新たな選択肢状況を作り出し、そこでの選択が、また新たな選択肢状況を作り出す。この連鎖を生じさせる不可避なものにする原因の一つは、共有知である。

選択の自由を提供することは、何らかの選択を強制することである。発話を理解することは、選択にコミットすることである。選択しないことはできない。なぜなら、選択しないことも、一定の選択になってしまふからである。選択肢が与えられたとき、何らかの選択をすることが不可避になる。（これについては、「発話伝達の不可避性と問答」、『大阪大学文学部紀要』第43号、pp.1-48、2003年3月所収、を参照）

#発話内行為だけでなく、発話の前提の妥当要求もまた、新たな選択肢状況を作り出す。

そのことは、悪口や差別発言の時に顕著になるが、他の発話の場合も同様である。「あなたは、ずる休みするのをやめましたか」と問われたならば、その問い合わせに含まれる前提を認めるか、抗議するかどちらかの選択を迫られる。新しい選択状況を作り出すという点では、発話の前提の妥当要求は、発話内行為と同じである。どちらも、聞き手の選択状況を変化させ、不可避的に選択を引き起こすことになる。

「発話媒介行為」の再定義の提案（この部分最初の配布原稿を修正しました。）

このように考える時、「発話媒介行為」を、<話し手の命題行為と前提の妥当要求と発話内行為が、聞き手、にもたらす新しい選択状況において、話し手が聞き手に行わせる行為>として定義したい。

（perlocutionary act という英語表現からすると、この行為はやはり話し手の行為と考えるべきだと思うからです。）この行為は、オースティンが分けたように、二種類に区別される。

#オースティンによる発話媒介行為（C/a）と（C/b）の区別との関連付け

オースティンは、発話内行為を、話し手の発話行為や発話内行為と「間接的に(obliquely)のみ関連する行為」と、（C・b）「全然関連を持たない行為」に分けていた。

（C/a）は、話し手が聞き手に行わせようとした意図していた行為を行わせることであり、（C/B）は、それとは異なる行為を聞き手に行わせることであろう。しかし、この場合にも、聞き手のその行為は、話し手の発話がきっかけとなって生じたものである限りで、話し手が聞き手にそうさせたと記述することが可能である。「彼女のその依頼は、彼を凍り付かせた」というように、彼女の発話の意図とは異なる反応を聞き手に引き起こしたとしても、それを彼女の行為として記述することが可能である。その意味で、（C・b）もまた話し手の行為である。それゆえに、これもまた発話媒介行為に含めてよいだろう。